



1 保険診療を受けるために必要なもの

● 給付貸付課資格担当

TEL.03-5320-6826

1 マイナ保険証・資格確認書

「マイナ保険証」とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたものをいいます。これまで以上にスムーズに保険診療を受けることができます（マイナ保険証の利用登録は自身で登録が必要です。解除することもできます。所属所の事務担当者にお尋ねください）。

また、「資格確認書」とは、マイナンバーカードを持っていない方、持っていて健康保険証利用登録をしていない方や、新たに組合員・被扶養者となったばかりの方に発行します。医療機関等に提示することで保険診療を受けることができます。

2 オンライン資格確認

「オンライン資格確認」とは、マイナ保険証のICチップまたは健康保険証・資格確認書の記号・番号等により、医療機関の窓口からオンラインで健康保険の資格情報の確認ができる仕組みをいいます。オンライン資格確認は、保険診療を受けるための前提とされています。

資格取得（または被扶養者認定）後、オンライン資格確認等システムへの登録が完了すると、ご自身の資格情報を簡易に確認できるよう「資格情報のお知らせ」が交付されます。

3 マイナンバー（個人番号）提供に関するお願い

組合員は、資格取得（または被扶養者認定）の際に、組合員（または被扶養者）のマイナンバーを提供（共済組合に届出）することが法令で義務付けられています。提供が遅れますと、医療機関受診時のオンライン資格確認で支障が生じることがありますので、速やかな提供をお願いします。

提供方法 インターネットからのWeb登録

※ 資格取得（被扶養者認定）の手續後、Web登録の時期および方法のご案内をいたします。

2 組合員資格について

● 給付貸付課資格担当

TEL.03-5320-6826

1 組合員資格取得の届出

公立学校の職員となった方は、公立学校共済組合の組合員となります（臨時的任用職員・非常勤職員の方は、一定の要件が必要です）。組合員となったときは、所属所を経由して、届出等手續が必要です。

2 氏名が変更となったとき



- 提出書類** 組合員情報変更訂正届〔用紙No本人2〕
- 添付書類** 組合員証・資格確認書（有効期限内のもの）（お持ちの場合）、戸籍謄（抄）本（婚姻等の受理証明書でも可）の写し
※ 被扶養者がいる場合には、被扶養者に関する書類も必要となります（P9 参照）。

3 資格確認書等を紛失・損傷・誤って返却したとき

紛失の場合は最寄りの警察署に遺失物届を提出してください。損傷の場合は損傷したものを添付（返却）してください。

ア 資格確認書（有効期限内のもの）を紛失・損傷・誤って返却したとき



- 提出書類** 再交付申請書〔用紙No証関係1〕 → 資格確認書を再交付いたします。

イ 健康保険証（組合員証・被扶養者証）を紛失・損傷・誤って返却したとき



- 提出書類** 組合員証等の紛失等の届〔用紙No紛失1〕
マイナ保険証の利用登録済の方 → 今後はマイナ保険証をご利用ください。資格確認書は交付しません。
マイナ保険証の利用登録をしていない方 → 資格確認書を交付します。

安全・確実・便利な マイナ保険証をぜひご利用ください

—令和6年12月2日から、マイナ保険証による受診を基本とする仕組みに移行しました—

- 紙の健康保険証（組合員証・被保険者証）の新規発行は終了しました。
- 交付済の有効な健康保険証は、経過措置により、令和7年12月1日まで引き続き使用可能です。



マイナ保険証を使うメリット等については
厚生労働省 Web サイトをご覧ください▶



ひとくらし、あらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



3 保険料（掛金）について

● 福利厚生課経理担当

TEL.03-5320-6822

保険料（掛金）は、公立学校共済組合員の資格を取得した日の属する月から徴収します。また、介護掛金は、40歳に達した日（誕生日の前日）の属する月から徴収します。その額は標準報酬月額に基づき算定します。

保険料（掛金）の徴収は、毎月の給与および期末・勤勉手当から控除されています。

<保険料（掛金）率>

（令和7年4月適用）

区 分	保険料		掛金	
	厚生年金保険	退職等年金	短期	介護
一般組合員	91.5/1,000	7.5/1,000	48.01/1,000	8.04/1,000
短期組合員				

※ 75歳以上等の組合員は誕生日当日の属する月から後期高齢者医療制度の被保険者とされる短期掛金率 5.19/1,000適用となります。

※ 保険料（掛金）率等は変更になる場合があります。

詳しくは公立学校共済組合東京支部ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/tokyo/> をご覧ください。

1 標準報酬制とは

保険料（掛金）や各事業の給付額は標準報酬月額と標準期末手当等の額に基づき算定する仕組みです。標準報酬の等級および月額、組合員が地方公共団体等から受ける報酬月額を標準報酬等級表に当てはめて決定します。

標準報酬月額の決定・改定は以下のとおりです。

(1) 定時決定

実際に受ける報酬とすでに決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日において、現に組合員である者の4月から6月までの3か月間の報酬の平均により、標準報酬月額をその年の9月から翌年の8月まで適用します。

(2) 資格取得時決定

組合員の資格を新たに取得したときは、その資格を取得した日現在の報酬の額により標準報酬月額を決定します。

(3) 随時改定・育児休業終了時改定・産前産後休業終了時改定

標準報酬月額の決定後に、固定的給与等に大きな変動があり、一定の要件を満たしたときは、標準報酬月額の改定を実施します。

2 任意継続掛金

任意継続組合員となった組合員は、下記ア、イのうち、どちらか少ない額に、短期任意継続掛金率 93.2/1,000 および介護任意継続掛金率 16.08/1,000 を乗じた額が1か月当たりの任意継続掛金になります（令和7年4月適用）。

※ 介護任意継続掛金の徴収は、40歳以上65歳未満の組合員の方のみ対象となります。

ア 退職時の標準報酬の月額

イ 前年9月30日における全組合員（任意継続組合員を含む。）の平均標準報酬月額（令和7年度は380,000円を適用）掛金の納付方法は、任意継続組合員申出手続のときに指定していただきます。また、納付方法は、「毎月払」、「半年一括払」、「1年一括払」があり、半年一括払および1年一括払の場合には掛金が割引になります。